

東京都の医療法人設立認可申請の受付間近！

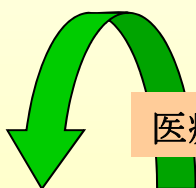
東京都の医療法人設立の受付は年2回しかありません。しかも申請から登記完了まで約6ヶ月間という長い期間を要します。**次回受付期間は平成24年9月3日～9月7日の間**ですが、その間に東京都で定められた申請書類を提出する必要があります。認可は平成25年2月中旬～下旬頃の予定になり、法人の事業開始は4月～というのが大まかなスケジュールになります。（次ページのスケジュール参照）

当事務所では法人化にあたり、

- ①法人化した場合の節税額のシミュレーションを実施
- ②貴医院が法人化する場合のメリット・デメリットのご説明

先生に法人化について納得して頂いてから設立業務をお引き受けしています。先生にとって医療法人設立は一生に一度の大仕事です。法人化に少しでもご興味がある場合は、当事務所までご連絡下さい。医療法人設立に熟知した担当者がケースバイケースに応じて親身に対応させていただきます。

なお、医療法人設立の相談は無料になります。お気軽にどうぞ！



医療法人のメリットとデメリットは以下になります。

医療法人のメリット

- ・家計と経営が分離されることにより、**経営状態の把握が容易**になる。
- ・法人税の比例税率が適用される為、個人の超過累進税率と比較して**税負担が軽減**されるケースが多い。
- ・経営者も給与所得者になるため、給与所得控除部分が経費になり**所得金額が低くなる**。
- ・家族が役員に就任することにより、専従者の時より**役員分**について給与を多く支給することが可能になる。
- ・個人では非常勤の家族に対して給与を支給することは出来ないが、法人では**非常勤の家族に対しても給与を支給**することが出来る。
- ・経営者やその家族に対して**退職金を支給**することが出来る。
- ・基金拋出型医療法人の基金は額面で評価されるので、**事業承継の実行がスムーズ**である。
- ・法人化により個人の時より対外的**信用度が高くなる**。
- ・法人格を要件とする事業（**介護事業、分院**）展開が可能になる。

医療法人のデメリット

- ・院長個人が加入していた小規模企業共済は**脱退**しなければならない。
- ・従業員（院長を含む）が一人の場合でも**社会保険**に加入しなければならない。
- ・税務上接待交際費の**10%**は経費として認められない。
- ・役員給与は年に一回しか**変更**が出来ないため、利益の配分に対する自由度が低い。

医療法人設立までのスケジュール

認可までの流れ

7～8月中

設立認可申請書の作成

9/3～9/7

設立認可申請書の提出（仮受付）

9/8～12月

書類審査

12/中旬～

設立認可申請書の本申請

1月

医療審議会の審議

2/中旬～下旬

設立認可許可書の交付

認可後の流れ

2/中旬～3/月上旬

法人設立登記申請

3/15～3/31

法人診療所の開設手続き

個人診療所廃止届
法人診療所開設許可申請届

3/下旬～4/10

保健医療機関指定申請書
提出

東京都

法務局

保健所

関東信越厚生局

料金（申請から登記完了まで）

- ・ 顧問先以外 735,000円（税込）
- ・ 顧問先 525,000円（税込）

※登記は提携している司法書士に依頼、申請から登記完了までスムーズです。